



同意書 第2項に基づく検証に係わる要領規定確認書

豊橋市長 早川 勝（以下「甲」という。）と三井造船株式会社 代表取締役社長 元山 登雄（以下「乙」という。）は、平成19年3月29日付で締結した「確認事項覚書第11項に基づく同意書」第2項に基づき、かしの修補完了後に実施する検証について、下記のとおり本確認書を締結し、適正な検証を行うものとする。

記

1 検証期間

検証期間は、全てのかしの修補完了後から次の年度内で実施する。

2 検証項目

検証項目は、下表のとおりとする。

項目	運転データ採取期間	判定基準
ごみ処理能力（各炉）	連続90日×2回	1日あたり200トン以上
年間ごみ処理量	通年	概ね12万トン
灯油使用状況（各炉）	連続90日×2回	原則として使用しない（注）

（注）原則として使用しないとは、焼却炉の立上げ立下げ時、ごみ質の低下時、甲の責に起因するトラブル補修時等を除く。

3 検証方法

検証方法は、以下のとおりとする。

（1）検証を行うための運転データ等は、連続運転90日間を2回として甲のごみ処理計画に基づく連続運転期間中に採取する。

なお、やむを得ない事由によりごみ処理ができなくなった場合は、運転データ等の採取期間を調整することができる。

（2）運転データ等の採取は、甲の監視測定及び測定装置により実施する。

契約 2 炉
 H19年 2 号 → 修理 7/24
 ↓
 1 号 (7月 8日)
 ↓
 H20年
 H20年度検証
 ↓
 約1ヶ月
 6/24

- (3) ごみ処理能力の算定は、炉ごと連続運転90日間2回のごみ処理量を実運転時間で除して24時間を乗じたものとする。
- (4) 運転監視業務は甲にて行うものとし、必要に応じて乙は助言ができるものとする。
- (5) 運転データ等の採取期間においては、いずれの事由によるトラブルに際しても、甲乙協力して早期の復旧に取り組むとともに適正な運転データの採取に努めるものとする。

4 検証後の対応

- (1) 検証の結果、検証項目の判定基準を満たした場合は、甲及び乙は、次年度以降の運転管理経費について誠意をもって協議し対応するものとする。
- (2) 検証の結果、検証項目のいずれかが判定基準を満たさなかった場合は、乙は判定基準を満たさなかった検証項目について改善計画を立案し、早急に修補に着手するとともに妥当な対応策を採るものとする。

その場合、次年度の運転管理経費については、前年度保証処理コストを十分考慮し、妥当な対応を図るものとする。

5 その他

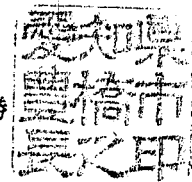
本確認書に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

上記確認書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 早川 勝



乙 東京都中央区築地5丁目6番4号

三井造船株式会社

代表取締役社長 元山 登雄

